

諸外国・地域における放射線検査 実施状況等(鉱工業品分野)

国・地域	対象品目	実施内容等	基準値	測定距離
中国	日本からの船舶、航空機、輸入品	通関港での核物質と放射線の監視業務に確実に取り組むよう要請	—	—
香港	日本からの航空貨物、海上貨物	航空貨物は全量表面検査、海上貨物はサンプル表面検査	—	—
	日本からの薬、化粧品等	サンプル検査	—	—
台湾	日本から輸入される機械類、電気類、電子類、化学工業類、電子情報通信機器類等658品目	サンプル検査(基準値を超えた場合、所有者は除染を行うか物品を返送する)	—	—
	被災地周辺13ヶ所の湾岸(宮城県仙台港等)からの全てのコンテナ	全量検査(基準値を超えた場合、主管機関への通知、輸入元にたいし除染または返品措置を通知)	0.2 μ SV/h(自然界放射線量含む)	—
	6国際空港(成田、羽田、関西、中部、花巻、仙台)から到着した空港貨物用コンテナ等、自動車(完成品)及びその部品	全量検査	—	—
スリランカ	原発被災による放射線被害を受けた地域及びその周辺の日本の港から到着した全ての貨物	—	—	—
シンガポール	日本からの貨物	全量検査	1 μ SV/h	—
ミャンマー	日本からの輸入品	—	3 μ SV/h	—
マレーシア	福島、茨城、群馬、栃木、千葉で製造された医薬品、化粧品(除原材料)	放射能レベルに関する証明書の添付要求 証明書の添付がない場合はサンプル検査	—	—
インドネシア	薬品(原薬、中間・最終製品)、養殖に使用する薬品	放射能汚染されていない旨の証明書・事故宣言書の添付要求	—	—
アメリカ	日本からの船舶、輸入品	米国税関国境保護局(CBP)の担当官が機側/船側まで出向き簡単な一次検査を実施。一時検査において一定以上の放射線量を検知した場合、詳細な二次検査を実施。(その他の点については、他国からの物資と同様に従来通りの放射線検査を実施。) 福島第一原子力発電所の50マイル(約80キロメートル)域内を航行した船舶に対し、入港前に沿岸警備隊がCBPの検査とは別に放射線検査を実施。	—	—
メキシコ	福島、群馬、茨城、栃木、千葉北東部で生産される医薬品、医薬品原材料、医療プラント、医用品消耗品 上記5県以外から出荷された上記商品	放射能レベルに関する証明書の添付 産地証明書に関する証明書の添付	— —	— —
EU	日本からの船舶、コンテナ	放射線検査についてEU共通基準値を設定	0.2 μ SV/h(自然界放射線量含む)	1m
イギリス	日本発海上貨物(工業品)	—	4Bq/cm ² (定期的な検査はしていない)	—
オランダ	日本からの船舶、コンテナ	1.ドック(ロッテルダム港湾局)、2.税関(関税局)、3.積荷内容(食品消費者製品安全局)の3段階にて検査を実施	荷揚げ時:0.2 μ SV/h(自然界放射線量含む) 税関及び食品消費者製品安全局における放射線検査: 4Bq/cm ²	1m(荷揚げ時)
スウェーデン	日本発海上貨物(工業品)	サンプル検査	0.2 μ SV/h(自然界放射線量含む) 第一次検査はシーベルト基準で行い、より詳細な検査が必要となった場合は第二次検査としてベクレル基準で判定することもあり得る	1m
デンマーク	日本発海上貨物(工業品)	日本から直接デンマークに来るコンテナの全て	自然界に存在する放射線量の2倍のシーベルト	—
ドイツ	日本からの輸入品(自動車、電子機器等)	サンプル検査	1.入港前及び荷揚げ時:0.2 μ SV/h(自然界放射線量含む) 2.上記基準を超える場合のみ、追加検査を実施。追加検査基準値:4Bq/cm ²	1m(入港前及び荷揚げ時)
	日本からの船舶	ハンブルク港では放射線検査を実施	—	—
フランス	日本発海上貨物(工業品)	サンプル検査(抽出率は1%未満とする方針)	自然界に存在する放射線量の2倍のシーベルト	ほとんど接触する程度の距離
ベルギー	宮城県、福島県、茨城県、栃木県の貨物	全量検査	1.0.1 μ SV/h(自然界放射線量含む) 2.上記基準値を超えた場合は、ベクレルを測定する測定器で当該コンテナ表面部分を測定。基準値:4Bq/cm ²	10cm(左記1.検査時)
	上記4県以外の貨物	サンプル検査(5~10%)	—	同上
ポーランド	日本発海上貨物(工業品)	—	0.2 μ SV/h(自然界放射線量含む)	1m
ルーマニア	日本発海上貨物(工業品)	—	0.1 μ SV/h(自然界放射線量含む)	10cm
イタリア	日本からの輸入品	サンプル検査	—	—
ロシア	日本からの輸入品	1.コンテナを開けずに外側から簡易検査を実施。 2.基準値超の値が検知された場合、当該貨物からサンプルを抽出し、詳細検査を実施。	0.3 μ SV/h(自然界放射線量は含まない)等	—
ウクライナ	輸入品(特に日本の原子力発電所事故により放射線の蓄積が見込まれる地域からの輸入品)	既存法令で輸入品に対する放射線検査を義務付け	—	—
レバノン	日本からの輸入品、日本を原産地とする製品	放射線検査に関する証明書を要求	—	—
エジプト	日本からの中古車部品、スクラップ	輸入禁止	—	—
	上記以外	放射線検査を実施	—	—